

短期入所生活介護 (利用料金)

(1) 基本料金 (1日あたり)

			単位数/日 (1単位10円)	費用額/日 <10割> (A)	利用者負担額/日			連続61日以上 利用の場合 単位数/日
					1割 A-(A-0.9)	2割 A-(A-0.8)	3割 A-(A-0.7)	
併設型	併設型 短期入所生活介護費 (I) (従来型個室)	要介護1	603単位	6,132円	613円	1,226円	1,839円	573単位
		要介護2	672単位	6,834円	683円	1,366円	2,050円	642単位
		要介護3	745単位	7,576円	757円	1,515円	2,272円	715単位
		要介護4	815単位	8,288円	828円	1,657円	2,486円	785単位
		要介護5	884単位	8,990円	899円	1,798円	2,697円	854単位
	併設型 短期入所生活介護費 (II) (多床室)	要介護1	603単位	6,132円	613円	1,226円	1,839円	573単位
		要介護2	672単位	6,834円	683円	1,366円	2,050円	642単位
		要介護3	745単位	7,576円	757円	1,515円	2,272円	715単位
		要介護4	815単位	8,288円	828円	1,657円	2,486円	785単位
		要介護5	884単位	8,990円	899円	1,798円	2,697円	854単位

【法定自己負担算出方法】※介護報酬1単位あたりの単価 10.17円《地域区分(徳島市):7級地》

- ・単位数(基本額+加算額)×10.17円=利用料A(10割、小数点以下切捨て)
- ・1割負担の方⇒利用料A×0.9=国保請求額B(介護報酬、小数点以下切捨て)
- ・2割負担の方⇒利用料A×0.8=国保請求額B(介護報酬、小数点以下切捨て)
- ・3割負担の方⇒利用料A×0.7=国保請求額B(介護報酬、小数点以下切捨て)
- ・A-B=利用者負担金(月単位で計算し、端数処理) ※加算・減算についても同様

(2) 加算・減算

*要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額 <10割>	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算				所定単位の3%減		
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算				所定単位の30%減		
③ 身体拘束廃止未実施減算				所定単位の1%減		
④ 高齢者虐待防止措置未実施減算				所定単位の1%減		
⑤ 業務継続計画未策定減算				所定単位の1%減		
⑥ 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (機能訓練体制加算)		12単位/日	122円	13円	25円	37円
⑦ 看護体制加算	(I)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(II)	8単位/日	81円	9円	17円	25円
⑧ 医療連携強化加算		58単位/日	589円	59円	118円	177円
⑨ 看取り連携体制加算		64単位/日	650円	65円	130円	195円
⑩ 夜勤職員配置加算	(I)	13単位/日	132円	14円	27円	40円
	(II)	18単位/日	183円	19円	37円	55円
⑪ 若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	1,220円	122円	244円	366円
⑫ 利用者に対して送迎を行う場合(送迎加算)		184単位/片道につき	1,871円	188円	375円	562円
⑬ 緊急短期入所受入加算		90単位/日	915円	92円	183円	275円

⑭ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合 (長期利用減算)		-30単位/日	-305円	-31円	-61円	-92円
⑮ 療養食加算		8単位/回	81円	9円	17円	25円
⑯ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	223円	23円	45円	67円
	(Ⅱ)	18単位/日	183円	19円	37円	55円
	(Ⅲ)	6単位/日	61円	7円	13円	19円
⑰ 介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1月につき所定単位数の14.0%増				
	(Ⅱ)	1月につき所定単位数の13.6%増				
	(Ⅲ)	1月につき所定単位数の11.3%増				
	(Ⅳ)	1月につき所定単位数の9.0%増				

- ① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算
人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算
- ② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算
事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算
- ③ 身体拘束廃止未実施減算 ※新設
身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合

*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

※令和7年4月1日より適用

- ④ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
- ⑤ 業務継続計画未策定減算 ※新設
感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合
※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

- ⑥ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）
常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

- ⑦ 看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合
- ⑧ 医療連携強化加算
看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合
- ⑨ 看取り連携体制加算 ※新設
看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合
- ⑩ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ⑪ 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑫ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
- ⑬ 緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
- ⑭ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）
連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
- ⑮ 療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
- ⑯ サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合
- ⑰ 介護職員等処遇改善加算 ※新設
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,445円
(朝 315円、昼 600、夕 530円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日の額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

②食費、居住費（1日あたり）

「食費」「居住費」の日額については、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。（市町村へ申請）

(円)

対 象 者		区 分	自 己 負 担 金			
			多 床 室		従 来 型 個 室	
			食 費	滞 在 費	食 費	滞 在 費
村 世 民 帯 税 全 非 員 課 が 税 市 者 町	生活保護受給者	第 1 段階 300	300	0	300	380
	老齢福祉年金受給者					
	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	第 2 段階 600	600 1日あたり	430	600 1日あたり	480
	利用者負担第2段階以外の方 合計所得金額と課税年金と非課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	第 3 段階① 1000	1000 1日あたり	430	1000 1日あたり	880
	利用者負担第2段階以外の方 合計所得金額と課税年金と非課税年金収入額の合計が120万円以上の方	第 3 段階② 1300	朝 315 昼 600 夕 530	430	朝 315 昼 600 夕 530	880
上 記 以 外 の 方	第 4 段階 1445	朝 315 昼 600 夕 530	915	朝 315 昼 600 夕 530	1,231	

・食費は、提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

・滞在費とは、当施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる光熱水費相当額です。

・食費及び滞在費は、物価変動等（燃料費・食材費他）により改定することがあります。

(4) 当施設では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の申し出を行い、所得に応じた減免制度を実施しています。

(5) その他、市町村が実施する「高額介護サービス費」等による軽減措置があり1ヶ月の負担額が一定の上限額を超えた場合には、超えた額が申請により払い戻されます。

徳島市は介護保険にて示された単位に**10.17円**をかけた数字が請求額となります。

本人負担額は請求額の1割又は2割、3割となります。

※注) 介護保険負担割合証に記された負担額になります。

※今後、当施設の体制変更、利用者様の身体状況の変化により加算内容が変更される場合があります。

※加算変更につきましては説明しご同意いただきます。

利用料金・費用は、1ヶ月ごとのお支払いになります。月末締めで計算し、翌月10日以降に金額が確定しますので、お問い合わせください。末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い

出納職員にお支払ください。

イ. 指定口座への振込

口 座 阿波銀行 国府支店 普通 1 1 4 9 5 9 3

名 義 社会福祉法人 カリヨン ライム 施設長 濱田 欣

※ 振込手数料は、利用者負担でお願いいたします。

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

※ 預金振替口座依頼書の記入をお願いいたします。

※ 翌月末日までに預金口座にご入金ください。

※ 引き落とし手数料は利用者負担でお願いいたします。なお、預金残高不足時にも手数料が発生いたしますのでご注意ください。